

一般社団法人日本パラサイクリング連盟コンプライアンス規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本パラサイクリング連盟(以下「連盟」という。)におけるコンプライアンスに関する意識の向上を図るとともに、コンプライアンスを円滑かつ効果的に実施するための事項を定めることにより、法令違反や不祥事を未然に防止し、連盟に対する社会的信用の保持及び向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1)「法令等」とは、日本国法令、連盟の定款、コンプライアンス規程及び諸規程並びに社会規範等をいう。
- (2)「コンプライアンス」とは、法令等の遵守をいう。

(適用範囲)

第3条 この規程の適用となる者は、次に定める連盟関係者とする。

- (1) 定款第6条に規定する正会員、登録選手及び登録スタッフ
- (2) 定款第22条に規定する理事及び監事

(基本的責務)

第4条 前条で規定された連盟関係者は、定款第3条に規定する「目的」を達成するため、法令等を厳格に遵守し、社会的規範に反することのないよう行動しなければならない。

(遵守事項)

第5条 連盟関係者は、次の各号に掲げることをしてはならない。

- (1) 暴力行為や暴言、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、人種・信条・性別・社会的身分・宗教国籍・年齢・心身の障害等に基づく不合理な差別、いじめ、及びその他人権尊重の精神に反する言動等。
- (2) 八百長等のスポーツの結果に影響を及ぼす不正行為。
- (2) 麻薬等の法令によって禁止されている薬物の譲受、譲渡、所持又は使用。
- (3) 競技のために、世界ドーピング防止規程・禁止表国際基準に規定する禁止物質を使用又は使用させること。
- (4) 違法賭博等の違法行為。
- (5) 社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力と関係を持つこと。
- (6) 職務やその地位を利用し、自己の利益を図ること又は斡旋・強要をすること。
- (7) 補助金、助成金等の経理処理に関する目的外の流用又は不正行為。
- (8) 他人の名誉を軽んじ、プライバシーを侵害する行為。
- (9) その他連盟又は加盟団体の名誉や社会的信用を失墜させる行為。

(コンプライアンス委員会の設置)

第6条 連盟は、本規程の実効性を確保するために必要があるときは、理事会の決議によりコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する問題の防止及び解決等を審査するものとする。

- (1) コンプライアンス委員会の組織及び運営に関する事項は、理事会の決議によりこれを別に定める。

(違反による処分等)

第7条 連盟は、連盟関係者が法令等に違反する行為又は第5条に規定する行為を行った場合は、審査の上、懲罰することができる。なお、懲罰の基準は、理事会で別に定める。

- (1) 前項の懲罰を行うときは、弁明の機会を与えなければならない。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成28年12月1日から施行する。

第5条(1)(2)を令和元年8月15日から変更する。